

学校問題解決支援員 募集要項

1 募集職種

学校問題解決支援員

2 主な業務内容

- (1)学校だけでは解決が困難な事案が発生した際には、学校や保護者等から直接相談を受け付けるとともに、両者から事情を聴取し、事案ごとの解決を図る。
- (2)重点校(課題のある学校、緊急対応が必要な学校)には定例及び臨時に訪問し、取組や進捗に応じた支援を行う。
- (3)必要に応じて各校の生徒指導に係る委員会(生徒指導委員会等)に参画し、未然防止や初期対応に係る助言を行う。
- (4)日常の保護者や学校等からの電話対応や来室対応を行い、問題解決をコーディネートする。
- (5)生徒指導に係る報告書の集計及び資料作成を通じ、各校の課題分析を行う。

3 採用予定人数

2名

4 受験資格

公立小・中学校で、管理職経験のある者又は生徒指導主事等、勤務校における生徒指導を主として担当する職務に就いた経験を有する者

※地方公務員法第16条の各項(欠格条項)のいずれかに該当する人は登録することができません。

欠格条項(地方公務員法第16条)

- 1 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 吹田市の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第60条から63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

5 勤務条件

任用期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで ※次年度以降も任用の必要性があり、かつ、勤務成績が良好な場合は再度の任用を行うことがあります。
勤務日	週4日勤務 土、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日までは休みです。
勤務時間	週29時間 9時00分から17時00分まで(休憩時間45分) 公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、勤務時間以外の時間に勤務を命ずることがあります。
勤務場所	学校教育室及び市内の小・中学校
給与	月額241,513円(地域報酬を含む)
諸手当等	吹田市会計年度任用職員の給与等に関する条例に基づき、通勤手当(1か月上限55,000円)、期末手当等が支給されます。
休暇	勤務日数及び任用期間に応じて年次休暇等を付与
社会保険	共済短期・厚生年金・雇用保険・労災保険
服務	地方公務員法の服務及び懲戒に関する規定の対象となります。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定退職金共済制度及び吹田市勤労者福祉共済制度に加入します。 ・ 任用時はすべて条件付とし、原則として任用後1か月を良好な成績で勤務したときに正式採用となります。 ・ 本業務へ従事するに当たっては、令和8年12月25日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」といいます。)に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。 ・ 特定性犯罪の前科がある場合(特定性犯罪事実該当者の場合)は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、吹田市教育委員会の採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。 ・ このため、あらかじめ、採用選考過程において、誓約書により、特定性犯罪の前科の有無を確認します。

※1 任用までに関係条例、規則等の改正が行われた場合は、その定めるところにより変更します。

※2 任用までの間に、任用することにふさわしくない非違行為等があった場合は、任用しません。

- ※3 日本国籍を有しない方で、就職が制限されている在留資格の方は任用されません。
- ※4 任用の場合は所属の担当者から本人へ連絡しますので、詳細な勤務条件についてはその際にお問い合わせください。
- ※5 任用や給与の額は、吹田市議会令和8年2月定例会において、本市当初予算が承認された時点で確定します。
- ※6 「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容は別紙参照条文をご参照ください。

6 試験の日時・会場・内容・発表

日 時	令和8年3月18日(水) 13時00分集合 13時10分開始(予定)
会 場	吹田市教育委員会 会議室1(吹田市朝日町3番4階)
試 験	口述試験(個別面接、1人15分程度)
発 表	令和8年3月25日(水) 合否に関わらず本人あてに通知します。

7 受験手続

(1)申込方法

別紙「試験申込書」に必要事項を記入し、3か月以内に撮影した写真(正面向き、本人と確認できるもの)を貼付し、受験資格を有することが分かる書類(写し)を添付のうえ、別紙の「誓約書」とあわせてあらかじめ学校教育部学校教育室へ電話連絡のうえで直接持参するか、郵送してください。

郵送の場合は、封筒の表に「試験申込書在中」と朱書きし、その中に申込書等を同封し、下記申込先に送付してください。

(2)申込先

吹田市教育委員会 学校教育部 学校教育室 生徒指導担当(子ども支援グループ)
〒564-0027 大阪府吹田市朝日町3番415号
TEL 06-6155-8207

(3)申込期間

令和8年3月4日(水)から令和8年3月16日(月)まで

※持参の場合は上記期間中の開庁日の午前9時から午後5時までに持参すること。

※郵送の場合は上記期間中必着のこと。

8 その他

- (1)試験に関する提出書類は一切お返ししません。
- (2)天候等の状況により試験の実施が危惧される時は、お問い合わせください。

(お問合せ先)

吹田市教育委員会 学校教育部 学校教育室
生徒指導 担当(子ども支援グループ)

TEL:06-6155-8207